

令和2年度大分県医師修学資金貸与制度のしおり  
(アドミッション・オフィス入試の地域枠入学生向け)

大 分 県

# 【大分県医師修学資金貸与制度（アドミッション・オフィス入試地域枠）の概要】

## 1 貸与資格

※ 次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 大分大学医学部医学科アドミッション・オフィス入試（ＡＯ入試）地域枠（受験資格等：高等学校又は中等教育学校等を平成３０年３月以降に卒業した者及び令和２年３月卒業見込みの者で、大分県内の小学校又は中学校を卒業し、かつ、大分県が指定するへき地医療拠点病院にて実施する体験活動（８月中の連続する３日間実施）を受けた者）により入学し、在学する者であること。
- ② 将来、県の指定する県内のへき地医療拠点病院又はへき地診療所において医師の業務に従事しようとする者であること。

## 2 募集人員 １３名以内

## 3 貸与金額

- ① 入学料に相当する額
- ② 授業料に相当する額
- ③ 修学支援金 月額５０，０００円

## 4 貸与期間等

### （１）貸与期間

貸与契約に定められた月から大学を卒業する日の属する月までの期間とします。

### （２）貸与方法

入学料に相当する額は一括して、授業料に相当する額は分割して、修学支援金は毎月貸与します。

※入学料及び授業料の納付は、所定の手続により、各自が行ってください（県が直接納付するものではありません）。

## 5 勤務する県内の病院又は診療所

大学卒業後、医師免許を受けた後、貸与を受けた２分の３の期間（通常９年間）を次の①～③の区分毎に各指定医療機関で勤務します。

- ① 初期臨床研修（卒業後２年間）：大分大学医学部附属病院
- ② 後期研修（卒業後３～９年目のうち３年間）：大分大学医学部附属病院等
- ③ 地域勤務（卒業後３～９年目のうち４年間）：県の指定するへき地医療拠点病院等

※ 指定医療機関…大分大学医学部附属病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所のうち、県が指定するもの

（標準的な勤務パターン）

| 区分                          | 貸与期間                            |   |   |   |   |   | 勤 務 義 務 期 間                |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----------------------------|---------------------------------|---|---|---|---|---|----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年数                          | 1                               | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1                          | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 大学で6年間<br>貸与を受けた場合<br>(勤務先) | 初期臨床研修<br>(2年)<br>(大分大学医学部附属病院) |   |   |   |   |   | 後期研修(3年)<br>(大分大学医学部附属病院等) |   |   |   |   |   |   |   |   |
|                             |                                 |   |   |   |   |   | 地域勤務(4年)<br>(へき地医療拠点病院等)   |   |   |   |   |   |   |   |   |

## 6 貸与契約の解除

修学生が次のいずれかに該当したときは、貸与契約が解除されます。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他医師修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

## 7 修学資金の返還

### (1) 返還しなければならない場合

次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた医師修学資金を、その事由が生じた日から1月以内に、一括して返還しなければなりません。

- ① 上記6により貸与契約が解除されたとき。
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を受けなかったとき。
- ③ 医師免許を受けた後、直ちに指定医療機関において従事しなかったとき。
- ④ 返還の債務の免除を受ける前に、指定医療機関において従事しなくなったとき。
- ⑤ 業務外の理由により死亡し、又は業務に起因しない心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

### (2) 延滞利息

正当な理由がなく、返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息が課されます。

## 8 返還債務の免除

次のいずれかに該当したときは、申請により返還の債務を免除します。

- (1) 医師免許を受けた後、キャリア形成プログラムの対象となり、同プログラムに基づき指定医療機関において従事した期間が、医師修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

※ キャリア形成プログラムとは、平成30年7月の医療法の一部改正に伴い規定されたもので、医師不足地域の医師確保と当該地域に派遣される医師のキャリア形成の両立を目的として、卒業後、返還免除のため指定医療機関において勤務する期間（原則貸与期間の2分の3）の就業先や研修先をあらかじめ大まかに定めておくものです。

- (2) 義務履行中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

その他、医師修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により指定医療機関において従事することができなくなったときは、返還の債務の全部又は一部が免除される場合があります。

## 【医師修学資金貸与に当たっての手続き】

### 1 大分県による面接の実施

大分大学が実施する大分大学医学部医学科アドミッション・オフィス入試（AO入試）地域枠出願者は、大分県による面接を12月3日（火）に受けることになります。なお、面接の実施については、大分県より連絡します。

### 2 医師修学資金の申請

医師修学資金の申請手続きについては、入学した後、地域枠合格者に対し、大分県より連絡します。

## 【問い合わせ先】

大分県福祉保健部 医療政策課 地域医療推進班

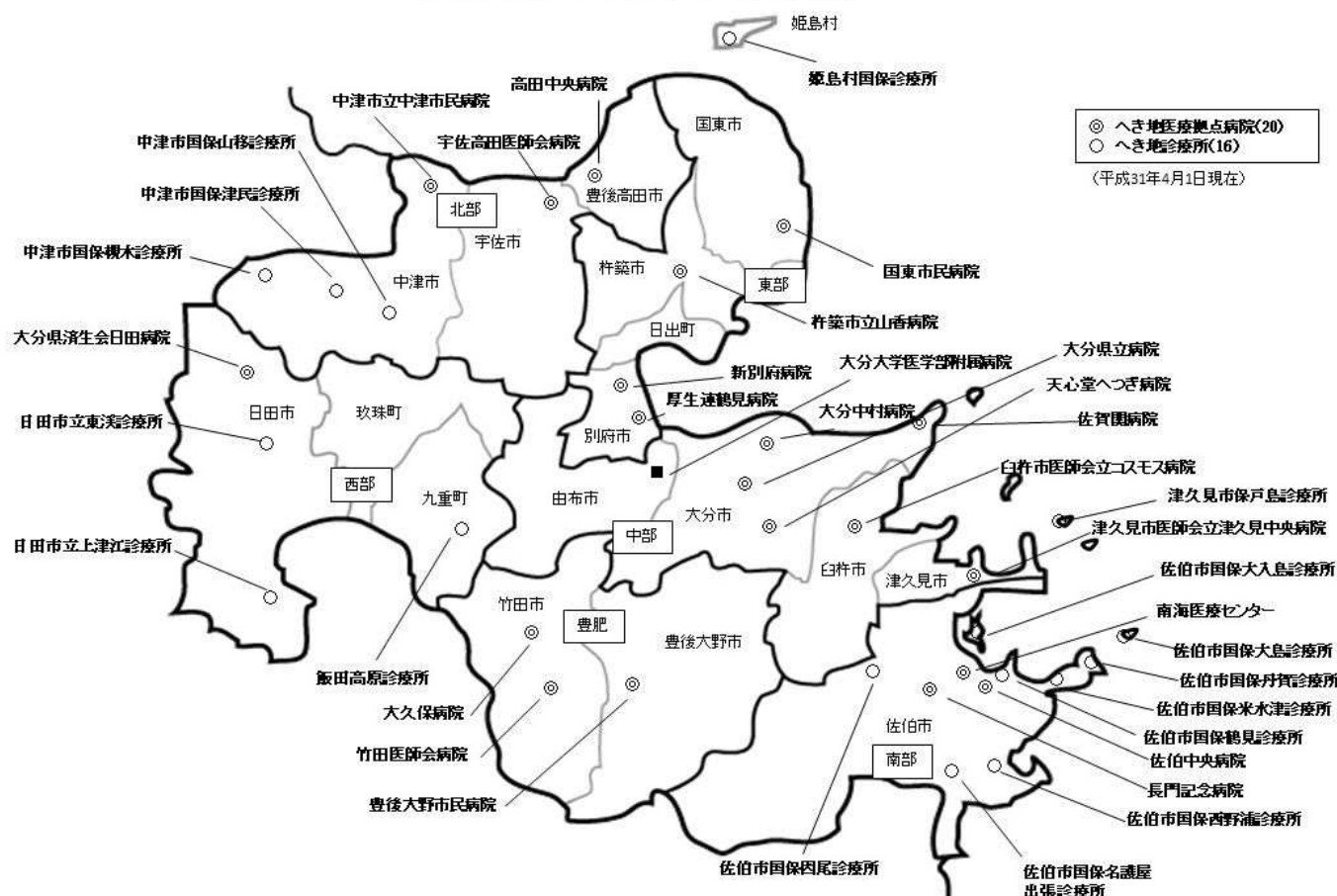
住所：〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-2658

FAX：097-506-1734

E-mail：a12620@pref.oita.lg.jp

大分県内の指定医療機関



注 指定医療機関には、上記病院の臨床研修プログラムに基づき研修を行う県内の医療機関を含む。

\_\_\_\_\_

| 指定医療機関（後期研修） |                 |
|--------------|-----------------|
| 大分大学医学部附属病院  |                 |
| 大分県立病院       |                 |
| へき地医療拠点病院    | 新別府病院           |
|              | 大分県厚生連鶴見病院      |
|              | 大分中村病院          |
|              | へつぎ病院           |
|              | 国東市民病院          |
|              | 杵築市立山香病院        |
|              | 豊後大野市民病院        |
|              | 中津市民病院          |
|              | 南海医療センター        |
|              | 大分県済生会日田病院      |
|              | 臼杵市医師会立コスモス病院   |
|              | 津久見市医師会立津久見中央病院 |
|              | 竹田医師会病院         |
|              | 宇佐高田医師会病院       |
|              | 佐賀関病院           |
| 長門記念病院       |                 |
| 佐伯中央病院       |                 |
| 大久保病院        |                 |
| 高田中央病院       |                 |

注 指定医療機関には、上記各病院の後期研修プログラムに基づき研修を行う県内の医療機関を含む。

| 指定医療機関（地域勤務）   |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| へき地医療拠点病院      | 国東市民病院<br>杵築市立山香病院<br>豊後大野市民病院<br>中津市民病院<br>南海医療センター<br>大分県済生会日田病院<br>臼杵市医師会立コスモス病院<br>津久見市医師会立津久見中央病院<br>竹田医師会病院<br>宇佐高田医師会病院<br>佐賀関病院<br>長門記念病院<br>佐伯中央病院<br>大久保病院<br>高田中央病院                                                                                                  |
| 市町村が設置するへき地診療所 | 姫島村国民健康保険診療所<br>津久見市保戸島診療所<br>佐伯市国民健康保険因尾診療所<br>佐伯市国民健康保険鶴見診療所<br>佐伯市国民健康保険丹賀診療所<br>佐伯市国民健康保険大島診療所<br>佐伯市国民健康保険西野浦診療所<br>佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所<br>佐伯市国民健康保険米水津診療所<br>佐伯市国民健康保険大入島診療所<br>日田市立上津江診療所<br>日田市立東溪診療所<br>九重町飯田高原診療所<br>中津市国民健康保険山移診療所<br>中津市国民健康保険津民診療所<br>中津市国民健康保険津木診療所 |